

# 重要事項説明書

(医療保険)

令和6年6月1日現在

## 1. 事業者概要

事業者名称	一般財団法人 共愛会
主たる事務所の所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原312番地
法人種別	一般財団法人
代表者の職・氏名	理事長 藤本宗平
電話番号	0868-54-0312
岡山県知事から指定を受けている事業所名称 (医療機関コード)	訪問看護ステーション あおぞら (岡山県3590005)
健康保険法令等に基づき 岡山県知事から指定を受けているサービス種類	訪問看護

## 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション あおぞら
指定番号	3590005
所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原306番地
電話番号	0868-54-4084
通常の事業の実施地域	津山市(旧津山市地域・旧久米町地域) 鏡野町(旧鏡野町地域・旧奥津町地域)・美咲町(旧中央町地域)

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた在宅療養者に対し、看護師等が訪問して看護サービスを提供する。</p> <p>この事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の意志を尊重し、生活の質の確保を重視して、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかると共に、住み慣れた家庭や地域で療養できるよう在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう総合的な生活の援助を行うことを目的とする。</p>
運営方針	<p>訪問看護事業の実施にあたっては、在宅医療・福祉のニーズを把握し、関係市町村の地域医療・保健・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。</p> <p>事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。</p> <p>緊急の出来事にも、24時間対応できる体制を整備する。</p>

## 4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員数
看護師	3名以上
事務	若干名

## 5. 営業時間

営業日	月～土曜日 ただし祝日と年末年始（12月31日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで 緊急時は24時間365日対応

## 6. 訪問看護サービスの概要

訪問看護内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 病状・障害・全身状態の観察と指導</li> <li>② 在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置（人工呼吸器管理・指導、気管切開、IVH・胃瘻等の管理）</li> <li>③ 褥瘡の予防・処置</li> <li>④ 体位交換・関節運動及び日常生活動作訓練等の在宅リハビリテーション</li> <li>⑤ カテーテル等の交換・管理</li> <li>⑥ ターミナルケア・認知症患者の看護</li> <li>⑦ 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話、療養環境の整備</li> <li>⑧ その他療養生活・介護方法の指導・援助</li> </ul>
提供方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問看護サービスの利用申込みがあった場合には、在宅医による訪問看護指示書及び健康保険証・特定疾患医療受給者証等により、必要事項を確認する。</li> <li>② 業務の提供開始に際し、あらかじめ重要事項説明書等により説明を行い、同意を得たうえで開始する。</li> </ul>
保険給付の適用	適用有り
基本利用料	別紙参照

## 7. 実費利用料

法令に基づく 実費利用料	交通費	1kmあたり20円の換算で往復距離の料金
	営業時間外加算	3,000円
	超過加算	訪問時間1時間30分を超え、以降30分ごとに 1,000円 <small>*人工呼吸器使用（又は、人工呼吸器使用していない15歳未満の超重症児、準超重症児）、特別管理加算、特別訪問看護指示期間の対象者の場合は基本の利用料の長時間訪問看護加算として算定する</small>
	死後のケア	15,000円
その他	キャンセル料金	2,500円（連絡なく不在だった場合）

## 8. 利用者負担額の滞納

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 正当な理由なく、利用者負担額を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合、サービスを停止させて頂き、契約を解除する旨の催告をすることができます。</li> <li>② 契約の解除の催告をした場合、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と利用者の日常生活を維持するための居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うものとします。</li> <li>③ ②の協議を行い、かつ①に定める期間内に滞納額の支払いがない場合は、契約の解除をすることができます。</li> </ul>
---

## 9. 秘密の保持

訪問看護利用開始にあたり、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらさない。  
ただし、ケースカンファレンス等必要に応じ、利用者及びその家族に関する情報を、あらかじめ利用者の同意を得て提供することができる。  
サービス終了後も同様とする。

## 10. 非常災害対策

- ① 災害の状況によりできる限りの安全確保をしたうえで、訪問を打ち切ることもあります。
- ② 実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいて下さい。
- ③ 災害のための緊急依頼は対応できません。

### 11. 虐待防止に関する事項

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の装置を講じます。
  - ・ 委員会の定期的な開催
  - ・ 指針の整備
  - ・ 定期的な研修の実施
- ② サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

〈虐待防止に関する責任者〉

職：管理者 名前：塚本 晴美

### 12. ハラスメントに関する事項

当事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じます。

〈ハラスメント行為の具体例〉

- ・ 暴力又は乱暴な言動
- ・ セクシュアルハラスメント
- ・ ストーカー行為 など

### 13. 身体的拘束等に関する事項

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 14. 第三者評価の実施状況

利用者アンケート調査意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	年	月	日
		結果の開示	1 あり	2 なし	
	2 なし				
第三者による評価の実施の状況	1 あり	実施日	年	月	日
		評価機関名称			
		結果の開示	1 あり	2 なし	
	2 なし				

#### 15. 相談窓口および苦情対応

ご利用者相談窓口	ご利用時間	月曜～金曜（祝祭日及び12/31-1/3を除く） 8：30～17：30
	ご利用方法	電話 0868-54-4084 FAX 0868-54-4085
	担当者	塚本 晴美（つかもと はるみ）
<p>※市町村の介護保険担当窓口（月～金曜日8：30～17：15）及び 国民健康保険団体連合会（月～金曜日8：30～17：00）でも苦情の申立等ができます。</p> <p>・鏡野町総合福祉課（0868-54-2986）      ・津山市高齢介護課（0868-32-2070） ・美咲町長寿しあわせ課（0868-66-1115）      ・岡山県国民健康保険団体連合会110番（086-223-8811）</p>		

#### 16. 緊急時・事故発生時の対応方法

<p>ご利用者の主治医及び家族・保険者（市町村）への連絡を行い、医師の指示に従い必要な措置を行います。 事故の状況及び事故に際して採った処置は、記録を残します。 また、訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。</p>		
協力医療機関	医療機関の名称 所在地 電話番号 入院設備 救急指定の有無	一般財団法人共愛会 芳野病院 岡山県苫田郡鏡野町吉原312番地 0868-54-0312 有り 有り